

「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」の公表について

平成13年10月24日
公正取引委員会

1 趣旨

法律上、業務独占が認められている事務系の専門職業のうち、公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士の8資格については、資格者を会員とする団体の設立が義務付けられ、資格者には当該団体への入会が義務付けられている（このような性格を持つ8資格の団体を以下「資格者団体」という。）。また、資格者団体は、法律に基づき自主規制を行うこととされている。

資格者団体による自主規制については、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」を受け、現在、各団体において見直しが進められているところであり、公正取引委員会は、資格者団体による自主規制の見直しやその見直し後の適正な活動に資するため、資格者団体の活動、特に会員間の競争に与える影響が大きいと考えられる報酬、広告及び顧客に関する活動について、別添のとおり、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「本考え方」という。）を策定・公表することとした。

本考え方については、本年6月20日に原案を公表し、各方面から広く意見を求めたところ、関係団体等から意見が寄せられた。公正取引委員会では、これらの意見を十分参酌の上、原案の一部を修正し、本考え方を策定したものである。

なお、原案に寄せられた主要な意見及びそれらに対する考え方並びにそれらに基づく原案の修正内容については、別紙のとおりである。

2 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」の要旨

資格者団体は、事業者団体に該当し、独占禁止法の適用を受けるところ、資格者団体の主要な活動についての独占禁止法上の考え方は以下のとおり。

(1) 報酬に関する活動

ア 独占禁止法上問題となる場合

(ア) 報酬基準の会則への記載が法定されている場合

a 報酬基準額を確定額として運用すること

b 対象外の事務の報酬についての基準の設定

(イ) 報酬基準の会則への記載が法定されていない場合における報酬基準の設定

イ 独占禁止法上問題とならない場合

(ア) 過去の報酬に関する概括的かつ客観的な統計の公表

(イ) 報酬に関する原価計算や積算の方法に関する一般的な指導

(2) 広告に関する活動

ア 独占禁止法上問題となるおそれがある場合

会員の行う広告の媒体，回数，場所，内容等を制限することにより，
需要者の正しい選択に資する情報を提供することの制限

イ 独占禁止法上問題とならない場合

虚偽又は誇大な広告の排除，最低限必要な広告されるべき事項の決定

(3) 顧客に関する活動

ア 独占禁止法上問題となる場合

他の会員の顧客との取引の禁止，事業活動を行う地域等の制限，会員間での業務の配分

イ 独占禁止法上問題とならない場合

不公正な競争手段（他の会員のひぼう・中傷，正常な商慣習に照らして不当な金品等の提供や供給）による顧客の誘致の禁止

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課

電話 03 - 3581 - 3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

原案に寄せられた主要な意見及びそれらに対する考え方

1 資格者の事業者性について

(原案「第1」)

(1) 寄せられた意見

資格者の職務の公益性及び資格者自体に対する国民の信頼性を担保する諸制度の必要性について十分な配慮を欠いたまま、経済的側面のみをとらえ、一般の事業者と同様の独占禁止法の適用を一律に行おうとすることは適当ではない。

資格者の日常業務の大半は公共性が強く企業的な性格を持たず、非代替的役務の供給に当たり、本来の競争になじまない本質を併せ持っており、単純な競争原理の下に晒された場合は、取引の安全を著しく害する。

(2) 意見に対する考え方

独占禁止法上の事業者は「事業を行う者」とされ、資格者も業として経済活動を行っている場合には、独占禁止法上の事業者に当たる。なお、資格者は公的資格制度に基づくものであることを明らかにするための修正を行った。

原 案	修正後
独占禁止法は、事業者団体による競争制限行為を禁止している（第8条第1項）。資格者については、報酬を得て役務を反復・継続して提供するなど業として経済活動を行っている場合には、独占禁止法にいう事業者に該当する。	独占禁止法は、事業者団体による競争制限行為を禁止している（第8条第1項）。資格者については、 <u>国民の権利の確保、取引の適正化等のために設けられた公的資格制度に基づくものであるが</u> 、報酬を得て役務を反復・継続して提供するなど業として経済活動を行っている場合には、独占禁止法にいう事業者に該当する。

2 資格者団体の事業者団体性について

(原案「第1」)

(1) 寄せられた意見

資格者団体は公益的目的を存在理由としており、独占禁止法上「共通の利益を増進することを主たる目的とする」と定義されている事業者団体とは異なる特徴を持ち、一律に事業者団体性を認定するのは相当ではない。

(2) 意見に対する考え方

資格者団体は、報酬、広告及び顧客に関する活動など、事業者としての共通の利益を増進するための活動を行っていることから事業者団体に当たる。なお、資格者団体は、資格者の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための活動を行っていることを明らかにするための修正を行った。

原 案	修正後
<p>資格者団体は、事業者たる資格者を会員としており、業務に関する研修、業務の改善等のための調査研究、資格制度の普及・宣伝等、会員の共通の利益を増進するための活動を行っていることから、独占禁止法における事業者団体に該当し、独占禁止法の適用を受ける。</p> <p>特に、資格者団体については、強制入会制度が採られており、資格者は団体へ入会しなければ業務を行うことができないことから、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える影響が一層大きなものとなる。このため、資格者団体が行う活動については、会員の機能又は活動を不当に制限したり、需要者の利益を不当に害するものとならないよう十分注意する必要がある。</p>	<p>資格者団体は、<u>資格者の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための事務を行うことを目的として設立されているものであるが、事業者たる資格者を会員として、業務に関する研修、業務の改善等のための調査研究、資格制度の普及・宣伝等、会員の共通の利益を増進するための活動を行っている。</u><u>このような活動を行っている資格者団体は、</u>独占禁止法における事業者団体に該当し、独占禁止法の適用を受ける。</p> <p>特に、資格者団体については、強制入会制度が採られており、資格者は団体へ入会しなければ業務を行うことができないことから、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える影響が一層大きなものとなる。このため、資格者団体が行う活動については、会員の機能又は活動を不当に制限したり、需要者の利益を不当に害するものとならないよう十分注意する必要がある。</p>

3 本来業務と付随的業務について

(原案「第2-1-(1)」)

(1) 寄せられた意見

「本来業務」と「付随的業務」の概念が明らかでない。また、「付随的業務」の例として、「文書の取寄せや調査」が挙げられているが、本来業務に含まれ得るものである。

(2) 意見に対する考え方

「本来業務」及び「付随的業務」の文言等について修正を行った。

原 案	修正後
<p>法定されている資格者の本来業務以外の付随的業務（文書の取寄せや調査等）に係る報酬についてまで基準を設定すること</p> <p><参考例2> B 資格者団体は、法律に基づき、会則において、法定された資格者の本来業務について報酬額表を定めている。一方、本来業務に付随する文書の取寄せや調査等の事務に係る報酬額については、資格者団体が基準を設けることができるという法律上の規定がないところ、会員から、本来業務に付随する事務に関しても報酬額表を定めてほしいという要望が寄せられたことを受け、これらの付随的な事務に対する報酬の基準を示す「付随事務報酬額表」を別途作成し、会員に配布した。</p>	<p>報酬基準の設定が法定されている資格者の本来業務以外の付随的業務（文書の取寄せや調査等）に係る報酬についてまで基準を設定すること</p> <p><参考例2> B 資格者団体は、法律に基づき、会則において、<u>報酬基準の設定が法定されている資格者の本来業務について報酬額表を定めているところ、</u>一方、<u>本来業務に付随する文書の取寄せや調査等の事務に係る報酬額については、</u>資格者団体が基準を設けることができるという法律上の規定がないところ、<u>会員から、報酬基準の設定が法定されていない事務に関しても本来業務に付随する事務に関しても報酬額表を定めてほしいという要望が寄せられたことを受け、</u>これらの付随的な事務に対する報酬の基準を示す「付随事務報酬額表」を別途作成し、会員に配布した。</p>

4 報酬基準が法定されていない場合の取扱いについて

(原案「第2-1-(1)」)

(1) 寄せられた意見

資格者団体が、報酬の一般的基準を明示することは、依頼者と資格者の間の高い信頼関係を設定するために必要であり、報酬基準の会則への記載が法定されているか否かによって禁止の範囲を変更することは疑問がある。

(2) 意見に対する考え方

資格者の報酬額について、報酬基準の設定が法定されていない場合、資格者団体が標準額、目標額等、会員の収受する報酬について共通の目安となるような基準を設定することは、当該基準が遵守を強制するような性格のものでないとしても、会員の収受する報酬額に関して共通の意思が形成され、自

由な競争に基づく報酬額の決定が妨げられることから、独占禁止法上問題となることを明らかにするための修正を行った。

なお、本考え方では、独占禁止法上問題とならない「報酬に関する活動」として、報酬に関する統計資料の作成・公表、原価計算や積算の方法に関する一般的な指導等に関する事例を示している。

原案	修正後
<p>会則に資格者の収受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において、会員の収受する報酬について基準を設定することにより、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する。</p>	<p>会則に資格者の収受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において、<u>標準額，目標額等，会員の収受する報酬について共通の目安となるような基準を設定</u>することにより、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する。</p>

5 資格者の広告に関する活動について

(原案「第2-2」)

(1) 寄せられた意見

資本力のあるものが良い資格者と思われ、経済体力のある事務所による寡占化が懸念される。資格者業務は目に見えない役務であり、広告が完全自由化になれば、誇大広告も出てくる可能性がある。

(2) 意見に対する考え方

本考え方では、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うことを独占禁止法上問題となるとしているものである。

6 資格者の業務と「報酬額が低廉」との広告について

(原案「第2-2-(1)-<参考例3>」)

(1) 寄せられた意見

資格者の業務は定型的なものではなく、相談を受ける前の段階から報酬額を提示することは困難であることから、例えば、単に「低廉な報酬」等

の形で報酬額を提示することは、誤導・誤認を招き、あるいは過度な期待を与えるおそれがある。また、例えば、「相談無料」という広告が相談時間が30分までは無料というものの場合、相談時間の表示がないため、顧客に誤導・誤認を与えるおそれがある。

資格者の公共的性格との関係で、一定の質が確保されることが求められるサービスについては、報酬額が低廉であることだけを殊更強調することに問題がないとは言い切れず、これを禁止する必要があるケースもあり得るのではないか。

(2) 意見に対する考え方

需要者の正しい選択を容易にするために合理的に必要とされる範囲を超えて、会員の事業活動を過度に制限するような場合には、独占禁止法上問題となる旨を明らかにするための修正を行った。

原 案	修正後
C資格者団体は、会員から、報酬が低いことを掲げて顧客を誘致することは資格者の品位を損なうという意見が寄せられたことから、広告に関する規則において、報酬額が低廉である旨の広告を禁止した。	C資格者団体は、会員から、報酬が低いことを掲げて顧客を誘致することは資格者の品位を損なうという意見が寄せられたことから、広告に関する規則において、 <u>報酬額がに関する低廉である旨の広告を一律に禁止</u> した。

7 顧客に関する活動の規制の必要性について

(原案「第2-3-(1)-<参考例1>」)

(1) 寄せられた意見

直接訪問や電話による誘引は、相手に不快感を与え、家族に内緒で行っていたことが知られる等、プライバシーに触れると考えられ、また、相手が充分考慮しないままに誘引に応じるおそれがある。また、他の資格者が既に受任している事件を受任する場合であっても、当該資格者と依頼者との信頼関係を損ない、事件処理そのものを困難にするなど、依頼者の利益を損なわないようにする必要がある。

(2) 意見に対する考え方

面識のない者に対する依頼の誘致を一律に禁止したり、前任者の上承を必ず得なければならないということは、会員による顧客の獲得のための活動を広範に制限することになり、独占禁止法上問題となる旨を明らかにするための修正を行った。

原 案	修正後
A 資格者団体は，会員間で顧客の取合いが起こるのを防止するため，倫理に関する規則において，会員が面識のない者に対する訪問又は電話による誘致行為を行うことを禁止するとともに，会員が業務の委嘱を受けようとする場合に当該委嘱者と取引している前任の資格者がいるときは，当該前任者と意見調整し，前任者の了解を得なければならないとした。	A 資格者団体は，会員間で顧客の取合いが起こるのを防止するため，倫理に関する規則において，会員が面識のない者に対する訪問又は電話による誘致行為を行うことを一律に禁止するとともに，会員が業務の委嘱を受けようとする場合に当該委嘱者と取引している前任の資格者がいるときは，当該前任者と意見調整し，必ず前任者の了解を得なければならないとした。

8 事務所の複数設置に団体の許可を要することについて

(原案「第2 - 3 - (1) <参考例3>」)

(1) 寄せられた意見

資格者を置かない事務所も設置できることとなり，こうした条件は，秩序を守るということでは必要であると考える。

(2) 意見に対する考え方

資格者を常駐させるという条件を付すかどうかにかかわらず，法令上の制限がないのに，会員が事務所を複数設置することについて団体の許可を要することは独占禁止法上問題がある旨を明らかにするための修正を行った。

原 案	修正後
C 資格者団体は，会員から，事務所の数が増えることは顧客の取合いにつながるとの懸念が多く寄せられたため，法令上事務所の開設に関する制限がないにもかかわらず，団体の総会において，会員が事務所を複数設置するには団体の許可を要することとした。また，許可を与える場合においても，すべての事務所に資格者を常駐させなければならないという条件を付すこととした。	C 資格者団体は，会員から，事務所の数が増えることは顧客の取合いにつながるとの懸念が多く寄せられたため，法令上事務所の開設に関する制限がないにもかかわらず，団体の総会において，会員が事務所を複数設置するには団体の許可を要することとした。また，許可を与える場合においても，すべての事務所に資格者を常駐させなければならないという条件を付すこととした。

9 その他

前記の意見のほか，分かりやすくするとの観点から所要の修正を行った。

資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方

はじめに

- 1 法律上、業務独占が認められている事務系の専門職業のうち、公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士の8資格については、資格者を会員とする団体の設立が義務付けられ、資格者には当該団体への入会が義務付けられている（本考え方においては、このような性格を持つ8資格の団体を「資格者団体」という。）。また、資格者団体は、法律上、会員の品位保持、会員の研修等について会則を定めることとされており、会員には、会則の遵守が義務付けられている。

資格者団体については、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、制度の在り方等の見直しを行うこととされ、各省庁・各団体において見直しが進められているところであるが、前記のとおり法律に基づき自主規制を行うこととされている資格者団体の活動と独占禁止法との関係が分かりにくくなっているとの指摘がなされており、また、資格者団体の活動が独占禁止法に違反するおそれがあるとして公正取引委員会が警告した事例もある。

このため、公正取引委員会は、資格者団体による自主規制の見直しやその見直し後の適正な活動に資するため、資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方を取りまとめ公表することとした。

- 2 公正取引委員会は、平成7年に、事業者団体の活動についての独占禁止法上の考え方を示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表しており、資格者団体の活動についても基本的に同指針が適用される。本考え方は、資格者団体が行う活動、特にその中でも会員間の競争に与える影響が大きいと考えられる報酬、広告及び顧客に関する活動について、同指針の考え方を踏まえて独占禁止法上の考え方を整理したものである。また、各行為類型ごとに、独占禁止法上問題となる又は問題とならない行為等について、過去の審査事件・相談事例等を基にした想定例を「参考例」として記載するとともに、最近の資格者団体からの主要な相談の概要について取りまとめ最後に記載している。

なお、本考え方において挙げている行為類型及び事例は、あくまでも類型化された例示であり、ここに示されていないものも含め、資格者団体の具体的な行為が違反となるかどうかは、それぞれの資格者の業務内容、市場の状況等を

踏まえ、個々の事案ごとに独占禁止法の規定に基づき判断されるものである。

- 3 前記のとおり、資格者団体に関しては、規制改革推進3か年計画等に基づき、制度の見直し等が進められているところであるので、本考え方については、制度の見直し状況等を踏まえ、今後、必要に応じ見直しを行っていくこととする。

なお、本考え方は、資格者団体の活動についての一般的な考え方を示したものであるため、個別具体的な活動が独占禁止法上問題となるかどうかについては、資格者団体にとって判断が容易でないことも考えられ、その場合には、公正取引委員会において個別に相談に応じることとしている。

第1 資格者団体と独占禁止法

独占禁止法は、事業者団体による競争制限行為を禁止している（第8条第1項）。

資格者については、国民の権利の確保、取引の適正化等のために設けられた公的資格制度に基づくものであるが、報酬を得て役務を反復・継続して提供するなど業として経済活動を行っている場合には、独占禁止法にいう事業者に該当する。資格者団体は、資格者の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための事務を行うことを目的として設立されているものであるが、事業者たる資格者を会員として、業務に関する研修、業務の改善等のための調査研究等、会員の共通の利益を増進するための活動を行っている。このような活動を行っている資格者団体は、独占禁止法における事業者団体に該当し、独占禁止法の適用を受ける。

特に、資格者団体については、強制入会制度が採られており、資格者は団体へ入会しなければ業務を行うことができないことから、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える影響が一層大きなものとなる。このため、資格者団体が行う活動については、会員の機能又は活動を不当に制限したり、需要者の利益を不当に害するものとならないよう十分注意する必要がある。

第2 資格者団体の主要な活動についての独占禁止法上の考え方

1 報酬に関する活動について

事業者が供給する商品又は役務の価格は、事業者の競争手段として最も重要なものであり、事業者団体が構成事業者の供給する商品又は役務の価格を制限することは、独占禁止法上問題となる。

資格者団体が会員の收受する報酬について制限することについても、通常の事業者団体と同様に、独占禁止法上問題となる。一方、資格者団体については、会則に個々の資格者の收受する報酬に関する基準を記載することが法定されている場合があり、同規定に基づいて資格者団体が定める報酬額が、あくまで個々の資格者が報酬額を定める際の基準として用いられる限りにおいては、独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。しかし、このような場合であっても、資格者団体が法律に基づいて定める報酬額を確定額として運用したり、法律上会則に定める対象とならない業務に係る報酬についてまで基準を設定することは、独占禁止法上問題となる。

(1) 独占禁止法上問題となる場合

資格者団体が、

- 会則に報酬に関する基準を記載することが法定されている場合において、
- ・ 定めた報酬額について値引きを禁止し、又は、値引きを報酬額の一定割合の範囲内と定めて報酬を收受させること
- ・ 報酬基準の設定が法定されている資格者の業務以外の業務に係る報酬についてまで基準を設定すること

会則に資格者の收受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において、標準額、目標額等、会員の收受する報酬について共通の目安となるような基準を設定すること

により、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する。

例えば、次のような事例は、独占禁止法上問題となる。

< 参考例 1 >

A 資格者団体は、会員から、不当に低い報酬で業務を受託している会員がいるという苦情が寄せられたことから、法律に基づき会則において定めている報酬額表に定められた額について、

報酬額表に定められた額と異なる報酬額を受領してはならない旨記載した会則の解説書を作成して会員に配布し

会員に対する業務の研修会において当該解説書の内容の周知徹底を行い

会員に対して販売していた、会員が依頼者に交付する領収書の様式の報酬額の欄に、報酬額表に定められた額を記載する

などして、会員に報酬額表に定められた額で業務を受託するよう指導した。

<参考例 2>

B 資格者団体は、法律に基づき、会則において、報酬基準の設定が法定されている資格者の業務について報酬額表を定めているところ、会員から、報酬基準の設定が法定されていない事務に対しても報酬額表を定めてほしいという要望が寄せられたことを受け、これらの事務に対する報酬の基準を示す報酬額表を別途作成し、会員に配布した。

(2) 独占禁止法上問題とならない場合

資格者団体が、会員の收受する報酬について情報活動等を行うことがある。このような情報活動等を通じて会員間に報酬の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動等が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、独占禁止法上問題となるが、次のような活動を行うことは、原則として独占禁止法上問題とはならない。

需要者、会員等に対して過去の報酬に関する情報を提供するため、会員から報酬に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、報酬の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の会員の報酬を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（会員間に報酬についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。また、価格制限行為の監視のための情報活動に該当するものを除く。）。

<参考例>

A 資格者団体は、依頼者の選択に資するため、報酬に関する統計資料を作成し公表することとした。具体的には、会員に対して、任意に、典型的な業務の類型ごとに会員が過去に收受した報酬額についての無記名のアンケート調査を実施し、集計したデータを基に当該業務の類型別に最高額、平均額及び最低額を記載した表を作成してインターネット等において公表した。

原価計算や積算について標準的な費用項目等を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導等を行うこと（会員間に報酬や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

<参考例>

A資格者団体は、依頼者から報酬の根拠が分かりにくいという苦情が寄せられたため、会員の収受する報酬の算定方法について、時間単価により報酬額を算定する方法、作成する書類の枚数単価により報酬額を算定する方法、一定の基本報酬に成功報酬を加えて報酬を算定する方法、投下資本により報酬を算定する方法等、複数の算定方法を例示するとともに、報酬を算定する際の基礎となる原価に関して、具体的な単価等を示さずに、固定経費、直接人件費、間接人件費、広告宣伝費等の一般的な費用項目を例示したガイドブックを作成し、会員に配布するとともに、各単位会やその支部等において需要者に無償で配布した。

2 広告に関する活動について

事業者が行う広告は、需要者の需要を喚起する重要な競争手段の一つであり、事業者団体が構成事業者の行う広告について、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

資格者団体については、法律上「会員の品位の保持に関する規定」が会則記載事項として掲げられており、これを主な根拠として、資格者団体は、会則等において、広告に関する自主規制を行っている。資格者団体の行う広告に関する規制が法律上一定の根拠を有するとしても、会員の事業活動を過度に制限するような場合には独占禁止法上問題となるおそれがあり、その内容は、需要者の正しい選択を容易にするために合理的に必要なとされる範囲内のものであって、会員間で不当に差別的でないものとすべきである。

なお、資格者団体が広告等に関する自主規制等を行うに当たっては、必要に応じ、会員からの意見聴取の十分な機会が設定されるとともに、当該役務の需要者や知見のある第三者との間で意見交換や意見聴取が十分に行われることが望ましい。

(1) 独占禁止法上問題となるおそれがある場合

資格者団体が、会員の行う広告について、媒体、回数、場所、内容等を制限することにより、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えることは、独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反するおそれがある。また、このような行為により、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する。

例えば、次のような事例は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

< 参考例 1 >

A 資格者団体は、会員から、広告が広く行われると資格者のイメージが悪くなるという懸念が寄せられたことから、広告に関する規則において次のとおり定めた。

業務の広告をする際用いることのできる媒体は、名刺、看板、挨拶状、電話帳及び事務所報のみとする。

看板の設置は事務所の敷地内に限り、大きさは1.2平方メートル以内とし、挨拶状の配布は年賀及び事務所の開設時のみとし、電話帳での広告の大きさは8分の1ページ以内とし、事務所報の発行回数は年4回以内とし、配布先は依頼者、元依頼者、友人及び親戚のみに限る。

< 参考例 2 >

B 資格者団体は、会員から、本来資格者は依頼を受けて業務を行うという受動的な立場であるべきであるとの意見が多く出されたことを受けて、会則において、会員は自己の業務に関して広告してはならないと定め、例外的に広告できる事項を広告に関する規則において定めることとした。

そして、同規則において、広告できる事項を住所、氏名、連絡先及び取り扱う業務のみに限定した。

< 参考例 3 >

C 資格者団体は、会員から、報酬が低いことを掲げて顧客を誘致することは資格者の品位を損なうという意見が寄せられたことから、広告に関する規則において、報酬額に関する広告を一律に禁止した。

(2) 独占禁止法上問題とならない場合

資格者団体の行う広告に関する規制が、次のように虚偽若しくは誇大な広告を排除し、又は需要者にとって最低限必要な広告されるべき事項を定める等、需要者の正しい選択を容易にすると認められるものである場合は、原則として独占禁止法上問題とはならない。ただし、虚偽又は誇大な広告を排除するなどの名目であっても、その運用において、会員の広告内容や方法を広範に規制するものとならないよう注意する必要がある。

< 参考例 1 >

A 資格者団体は、会則において、会員が業務に関し広告を行うことは原則自由と定めるとともに、広告に関する規則において、需要者の利益を不当に害するものとして以下の事項を禁止することとした。

- ・ 事実に合致しない広告を行うこと。
- ・ 誤導又は誤認のおそれのある広告を行うこと。
- ・ 法令又は資格者団体の会則に違反する広告を行うこと。
- ・ 過去の依頼者を表示した広告を行うこと（依頼者の同意がある場合を除く。）。

<参考例 2 >

B 資格者団体は、需要者から、資格者に業務を依頼する際にどの程度料金が掛かるか分からないと不安であるという意見が寄せられたことを踏まえ、広告に関する規則において、会員は、自己の收受する報酬額を事務所に掲示することとした。

3 顧客に関する活動について

事業者団体が構成事業者による顧客の獲得行為を制限することは、競争の本質的な機能を損なうものであり、独占禁止法上問題となる。

資格者団体が、会則等において顧客の誘致等に関して制限している場合があるが、このような行為は、通常の事業者団体と同様に、独占禁止法上問題となる。

(1) 独占禁止法上問題となる場合

資格者団体が、他の会員の顧客との取引を禁止すること、事業活動を行う地域等を制限すること、会員間で業務を配分することなどにより、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第 8 条第 1 項第 4 号の規定に違反する。

例えば、次のような事例は、独占禁止法上問題となる。

<参考例 1 >

A 資格者団体は、会員間で顧客の取合いが起こるのを防止するため、倫理に関する規則において、会員が面識のない者に対する誘致行為を行うことを一律に禁止するとともに、会員が業務の委嘱を受けようとする場合に当該委嘱者と取引している前任の資格者がいるときは、必ず前任者の了解を得なければならないとした。

< 参考例 2 >

B 資格者団体は，X 県に所在する資格者により設立されているところ，隣接する Y 県，Z 県等の資格者団体との関係を良好に保つため，倫理に関する規則において，会員は県外の需要者には誘致行為を行わないこととし，県外の需要者から業務の依頼を受けた場合は，受託することを自粛し，当該需要者の所在する県の団体の会員を紹介しなければならないとした。

< 参考例 3 >

C 資格者団体は，会員から，事務所の数が増えることは顧客の取合いにつながるとの懸念が多く寄せられたため，法令上事務所の開設に関する制限がないにもかかわらず，団体の総会において，会員が事務所を複数設置するには団体の許可を要することとした。

< 参考例 4 >

D 資格者団体は，会員から，規模の大きな案件について，特定の会員のみが多く受託しているとの苦情が寄せられたため，団体の総会において，一定規模以上の業務については，自らが業務の受託の窓口となり，会員の過去の受託実績等を勘案して割り振ることとし，会員が個別に受託することを禁止した。

(2) 独占禁止法上問題とならない場合

資格者団体の行う顧客に関する規制が，他の会員をひぼう・中傷すること，正常な商慣習に照らして不当な金品等の提供や供給を行うこと等の不公正な競争手段による顧客の誘致を禁止するなど公正な競争秩序を維持するためのものである場合は，原則として独占禁止法上問題とはならない。ただし，不公正な競争手段による顧客の誘致を禁止するなどの名目であっても，その運用において，会員による顧客獲得のための活動を広範に制限するものとならないよう注意する必要がある。

< 資格者団体からの主要な相談事例 >

事例 1 報酬に関する活動

(相談の要旨)

1 A 資格者団体は、会則において会員の収受する報酬に関する基準を定めるという規定が法律から削除されたことを受け、会則に定められた報酬額表を削除することとした。しかし、報酬額表を削除すると依頼者との間で報酬に関するトラブルが多発することが予想されることから、報酬額の算定方法の解説書を作成して会員に配布することとした。

2 解説書の内容は、おおむね以下のとおりであるが、独占禁止法上問題ないか。

(1) 報酬を算定するための代表的な考え方として、固定額制、従量額制(時間従量額制、作成書類従量額制)、成功報酬額制、実費勘案額制、経験・難易度考慮制(～で定めた額を資格者の経験・業務の難易度に応じて増減させるもの)及び事件価値相関額制(事件の対象の金銭的価値など事件価値に相関させるもの)を挙げ、単価等を示さずに、各考え方に基づいた報酬の具体的な算出方法を解説する。

(2) また、参考資料として、各考え方ごとに、単価等を示さずに報酬の算定モデルを添付する。

(独占禁止法上の考え方)

1 当該解説書は、会員の収受する報酬に関し、標準的な項目を掲げた一般的な方法で複数のモデルを作成し、これに基づいて報酬額の算定方法に関する一般的な指導等を行うことを目的とするものであり、会員間に報酬についての共通の目安を与えるものではないと認められ、独占禁止法上問題とはならない。

2 なお、参考資料の算定モデルについては、単価等は示されていないとしても、例えば、付加価値が求められる業務について「20～40%手数料を増額」という例示をしたり、作成書類従量額制を採る場合に「100枚超は単価を20～30%増額」等の作成枚数に応じた単価の増額割合を例示する場合には、統一的なマークアップ基準を示すことにより報酬額についての共通の目安を与えることとなるので、独占禁止法上問題となる(独占禁止法第8条第1項第1号)。

事例2 広告に関する活動

(相談の要旨)

- 1 B資格者団体は、会員の品位を保持することが重要な役割の一つとされていることから、会員の品位を保持し、依頼者を保護するために、新たに広告に関する自主基準を作成して、問題となる広告、宣伝を規制することとした。
- 2 自主基準では、以下の内容の広告を行うことを禁止しているが、独占禁止法上問題ないか。
 - (1) 事実に合致しない広告を行うこと。
 - (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告を行うこと。
 - (3) 誇大な広告を行うこと。
 - (4) 法律又は会則に違反する広告を行うこと。
 - (5) 依頼人を表示した広告を行うこと(ただし、依頼人からの文書による同意がある場合を除く。)
 - (6) 受託中の案件又は過去に取り扱い若しくは関与した案件を表示した広告を行うこと(ただし、依頼人からの文書による同意がある場合を除く。)

(独占禁止法上の考え方)

- 1 資格者団体が会員の表示・広告について、媒体、回数、内容等を制限することにより、需要者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うことは独占禁止法上問題となるおそれがある。

本件自主基準については、事実に合致しない広告、誤導又は誤認のおそれのある広告等を禁止するものであり、需要者の選択を誤りないものにするために必要と認められることから、独占禁止法上問題とならない。
- 2 また、依頼人を表示した広告及び受託中の案件等を表示した広告を制限することについては、通常、依頼人は自己が依頼したことを広告として利用されることを想定していないことから、これを制限することには合理性が認められる。

さらに、一律に禁止するのではなく、依頼人からの同意を条件に広告が認められていることから、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるものとはいえず、独占禁止法上問題とならない。

事例3 顧客に関する活動

(相談の要旨)

- 1 C資格者団体は、会員の業務は公共性の高い業務であり、会員には適正な業務執行が求められているという立場から、不当な手段によって依頼を誘致する行為を行わないように自主基準を設定することとした。
- 2 自主基準では、以下の行為を禁止しているが、独占禁止法上問題ないか。
 - (1) 正当な理由がないのに著しく低い報酬で業務を受託し、他の会員の事業活動を困難にさせるおそれがある行為
 - (2) 正常な商慣習の範囲を超えた金品等の提供又は供給等、不当な利益をもって依頼を誘致する行為
 - (3) 面識のない者(現在及び過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外をいう。)に対する訪問、電話、郵便等による依頼の誘致

(独占禁止法上の考え方)

- 1 相談の要旨の2(1)について
報酬に対する規制については、価格は競争の最も重要な手段であるところ、資格者団体が会員の価格設定を制限することは独占禁止法上問題となる(独占禁止法第8条第1項第1号)。
- 2 相談の要旨の2(2)について
資格者団体が自主規制を行うことには、法律上の品位保持の観点から一定の根拠を有するところであるが、顧客の獲得行為を制限することは、競争の本質的な機能を損なうため、原則として独占禁止法上問題となるものである。
しかし、正常な商慣習の範囲を超える金品等の提供又は供給により、依頼を誘致する行為を禁止することは、不公正な競争手段により顧客の誘致することを禁止するものと認められ、独占禁止法上問題とならない。
- 3 相談の要旨の2(3)について
面識のない者に対する依頼の誘致を一律に禁止することは、会員による顧客獲得のための活動を広範に制限することになり、独占禁止法上問題となる(独占禁止法第8条第1項第4号)。